

議会議案第47号

鎌倉市由比ガ浜4丁目商業施設計画に対して、鎌倉市民の生活の平穩を確保し、市民に寄り添った判断を求める意見書の提出について

鎌倉市由比ガ浜4丁目商業施設計画に対して、鎌倉市民の生活の平穩を確保し、市民に寄り添った判断を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成29年3月17日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘	
同	同	上	上	畠	寛	弘
同	同	上	松	中	健	治

鎌倉市由比ガ浜4丁目商業施設計画に対して、鎌倉市民の生活の平穩を確保し、市民に寄り添った判断を求める意見書

旧鎌倉海濱ホテル跡地（鎌倉市由比ガ浜4丁目）はこれまでも大型ショッピングセンターの建設が検討されてきた。そのような中、鎌倉市議会では、鎌倉市民に寄り添い、平成26年2月定例会では「鎌倉市由比ガ浜4丁目大型商業施設計画に関する決議」、平成28年2月定例会では「鎌倉市民の安全の確保のため、鎌倉市由比ガ浜4丁目商業施設計画に関する決議」を二度にわたって可決してきた。その内容は、鎌倉市内の慢性的な交通渋滞に拍車がかかることや防災・救急面での悪影響が懸念され、市民生活を脅かすことにもなりかねず、これら懸念が払拭されない限りは計画を認可しないように求める決議である。

現在、大和情報サービス株式会社は当時の計画を撤回し、新たにエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社とともに商業施設とマンション建設を計画し、平成27年11月には鎌倉市に対して届出書を提出しているところであるが、本計画についても前回の計画と同様に交通渋滞や防災・救急の体制における影響が発生すると予測される。また、神奈川県は、大地震時の津波対策の一環として、平成27年3月、「相模灘沿岸海岸保全計画」を見直し、鎌倉海岸（由比ヶ浜）においても、一定の防護を確保した施設整備についても計画され（「広報かまくら」平成28年3月1日号掲載）、現状の国道134号線を鑑みれば、かかる防護対策の工事は必至であり、工事が行われると、更に渋滞に拍車がかかる。平成32年には江の島沖において東京オリンピックのセーリング競技も予定され、渋滞は悪化すると見込まれ、当計画による周辺住民はじめ鎌倉市民の不安は募るばかりである。

これまでも鎌倉市においては慢性的な渋滞対策をすべく、平成25年10月から、ロードプライシング等も検討されてきたところであるが、国土交通省は平成29年3月6日、大規模商業施設の新規出店に必要な事業者の渋滞対策を厳格化する方向で検討に入ったと報じられた（産経新聞）。具体的には施設と道路の接続工事を認める条件として、これまで施設周辺のみ渋滞予測だけであったものを広範囲な渋滞予測を事業者に求めるほか、出店後に渋滞が悪化した場合の対策も施設側に確約させるものである。

以上を踏まえ、鎌倉市議会はこれまで二度にわたって可決した由比ガ浜4丁目商業施設計画にかかる決議について内容を再確認し、関係機関に下記のとおり要請する。

記

- 1 国土交通省の動向を注視し、商業施設計画については、鎌倉市、日本政府、神奈川県、そして交通対策を所管する神奈川県警察、鎌倉警察署など関係機関は周辺住民の立場を最優先した判断をすること。
- 2 上述のとおり、国土交通省は大型商業施設について、出店基準の厳格化を検討するところであり、商業施設計画の結論について、これから予測される江の島沖における東京オリンピックのセーリング競技開催や「相模灘沿岸海岸保全計画」による国道134号線の防護工場の影響などを開発許可等の判断に当たっては判断材料に含め、熟慮し、判断すること。
- 3 周辺住民をはじめとして、鎌倉市民の日常生活への懸念を払拭するとともに平穩を確保し、特に防災・救急の体制に鑑みて、人々の生命を守ることを最優先にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月22日

鎌 倉 市 議 会